



福岡医発第 2066 号 (地)
令和 3 年 10 月 18 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

令和 3 年度新型コロナウイルス感染症に係る
労災診療費等の臨時的な取扱いについて (その 2)

労災診療費等の臨時的な取扱いにつきましては、令和 3 年 4 月 6 日付け福岡医発第 58 号 (地) にてご連絡申し上げており、労災診療費算定基準 (昭和 51 年 1 月 13 日付け基補発第 72 号。最終改定：令和 2 年 6 月 1 日) に定めている初診料及び再診料等の取り扱いについて、健康保険における「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 35)」 (令和 3 年 2 月 26 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡) に準じ 5 点を加点することとされておりましたが、令和 3 年 9 月末日をもって本取扱いは終了となる旨、今般、厚生労働省労働基準局補償課長より日本医師会を通じて連絡がありました。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、その他の健康保険における新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いにつきましては、原則準拠して取り扱われることを申し添えます。

小郡三井医師会より

労災担当理事 田中英二
会長 島田昇二郎

(保 193)

令和 3 年 10 月 11 日

都道府県医師会
労災保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

令和 3 年度新型コロナウイルス感染症に係る
労災診療費等の臨時的な取扱いについて(その 2)

労災診療費等の臨時的な取扱いについては、「令和 3 年度新型コロナウイルス感染症に係る労災診療費等の臨時的な取扱いについて(令和 3 年 3 月 30 付(保 399))」によりご連絡申し上げているところでございます。

健康保険における「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その 35)」令和 3 年 2 月 26 日付厚生労働省保険局医療課事務連絡(以下「2 月 26 日事務連絡」という。)のとおり、労災診療費算定基準に定めている初診料及び再診料については「2 月 26 日事務連絡」に準じ 5 点等を加算することとしておりますが、当該取扱いは、令和 3 年 9 月末日をもって終了となりますのでご連絡申し上げます。

なお、その他の健康保険における新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いにつきましては、原則準拠して取り扱うこととなります。

つきましては、貴会関係会員への周知方ご高配賜わりたくよろしくお願い申し上げます。

[添付資料]

令和 3 年度新型コロナウイルス感染症に係る労災診療費等の臨時的な取扱いについて
(その 2)

(令 3.10.6 基補発 1006 第 1 号 厚生労働省労働基準局補償課長)

基補発 1006 第 1 号
令和 3 年 10 月 6 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局補償課長

令和 3 年度新型コロナウイルス感染症に係る
労災診療費等の臨時的な取扱いについて（その 2）

新型コロナウイルス感染症に係る労災診療費等の臨時的な取扱いについて、下記のとおり取りまとめたので、適切に取り扱われたい。

記

労災診療費等の臨時的な取扱いについては、令和 3 年 3 月 25 日付け基補発 0325 第 8 号「令和 3 年度新型コロナウイルス感染症に係る労災診療費等の臨時的な取扱いについて」により、令和 3 年 2 月 26 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 35）」の取扱いに準じ、令和 3 年 4 月診療分から 9 月診療分について、労災保険独自に定めている初診料及び再診料の金額に 5 点を加算することとしていたが、当該取扱いについては、令和 3 年 9 月末までとする。

また、その他の健康保険における新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについては、当該取扱いが認められている間、原則準拠して取り扱うこと。

なお、アフターケア委託費の取扱いも同様であること。